

第2節 地域の循環資源を活かすリサイクルの推進

第1項 民間の回収・処理ルートを整備

1 県民が利用しやすい資源ごみの回収方法、回収ルートの開拓

(1) 容器包装リサイクル

容器包装廃棄物は家庭から排出されるごみのうち容積比で約60%を占めると推定され、その中にはリサイクル可能な資源が多く含まれています。

これら廃棄物を適正処理し、資源の有効利用を図るため、平成9年4月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)が完全施行されました。

当初、分別・収集等の対象は7品目でしたが、平成12年4月に「段ボール」、「その他プラスチック製容器包装」(その他プラスチック)、「その他紙製容器包装」(その他紙)が加わり、現在は10品目が対象となっています。

この法律では、消費者、市町村、事業者に次のような役割を定めています。

- 消費者…分別して排出する
- 市町村…分別して収集する
- 事業者…容器包装廃棄物の再商品化を行う

県内市町村における分別収集の状況については、図2-5-2-1のとおりで、「その他紙」や「白色トレイ」などの収集は一部の市町村のみですが、「茶色ガラス」や「ペットボトル」などは全市町村で収集されるなど、多くの品目で分別収集が行われています。

平成27年度の対象品目毎の分別収集量(図2-5-2-2)は、全体として横ばいか減少傾向でした。

また県では、平成25年8月に、平成26年度から30年度までの5年間を計画期間とする、「第7期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」を策定し、市町村と協力して容器包装廃棄物の分別収集の一層の促進を図っています。

図2-5-2-1 容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村の状況(品目別) (単位：%)

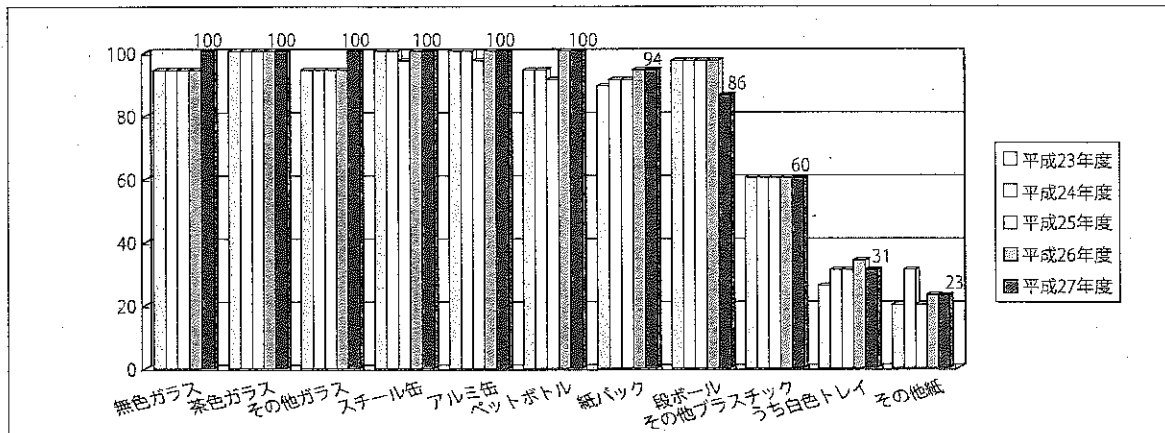
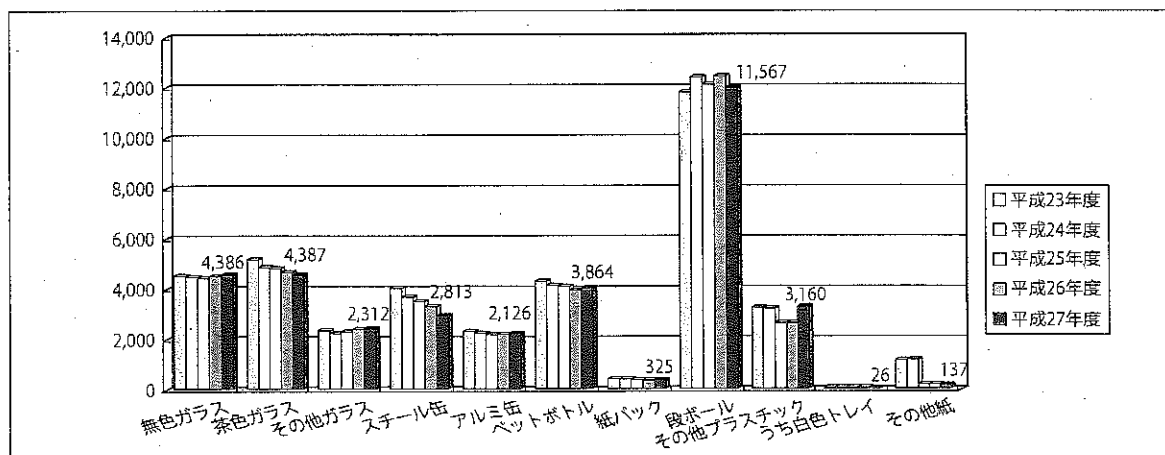


図2-5-2-2 市町村の容器包装廃棄物分別収集量(品目別) (単位：t)



(2) 家電リサイクル

家庭用として製造・販売されたテレビやエアコン等の適正処理及び資源の有効利用を目的に、平成13年4月に「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)が施行されました。

この法律では、消費者、小売業者、製造業者等に次のような役割を定めています。

- 消費者……小売業者等への引渡し
リサイクル料金の負担
- 小売業者……消費者からの引取り
製造業者等への引渡し
- 製造業者等……廃家電の引取り
リサイクルの実施

当初、リサイクルの対象品目は、エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目でしたが、平成21年4月から液晶・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機が対象品目に追加されました。

また、平成27年4月には、ブラウン管式テレビ以外の再資源化率が引き上げられ、更なるリサイクルの推進、廃棄物の減量と資源の有効利用が図られることになりました。

県内の廃家電の指定引取場所5箇所における引取台数は、表2-5-2-1のとおりで、法施行後、廃家電の収集やリサイクルは概ね順調に行われています。

廃家電を処分する場合は、購入した小売店に持ち込むなど適正に処理する必要があります。一方で、不法投棄される廃家電もあります。そのため、

県や市町村では未然防止対策として、パトロールの実施や日本郵便株式会社等との不法投棄の情報提供に関する協定の締結、広報媒体を使った適正処理の周知等の取組を行っており、不法投棄台数は減少傾向にあります。

(3) 小型家電リサイクル

使用済小型電子機器等に含まれている、有用資源のリサイクル等を目的に、平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)が施行されました。

この法律では、消費者、小売業者、自治体等に次のような役割を定めています。

- 消費者……自治体のルールに従って排出
 - 小売業者……補完的に自治体の回収に協力
 - 自治体……回収方法、対象品目を選定して
収集認定事業者への引渡し
 - 認定事業者……業務区域内で引取り、適正処理
- リサイクルの対象品目は、携帯電話、デジタルカメラ、ヘアードライヤーやゲーム機など身近な小型電子機器の28品目です。

具体的な回収方法や対象品目は市町村により異なりますが、県内の市町村における回収実施状況は表2-5-2-2のとおりで、回収を実施している市町村、人口割合とも年々増加しています。

県では、さらにリサイクルが進むよう、広報媒体を使った周知や市町村に対する情報提供、技術的支援等を行っていきます。

表2-5-2-1 県内の指定引取場所における廃家電の品目別引取台数 (単位:千台)

年度	エアコン	テレビ (ブラウン管式)	テレビ (液晶・プラズマ式)	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	計
22	56	371	10	64	60	561
23	46	161	9	58	66	340
24	39	40	7	55	61	202
25	52	35	11	59	70	227
26	42	30	14	50	62	197
計	235	637	51	286	319	1,527

表2-5-2-2 県内市町村における小型家電回収実施状況

年度	25	26	27
実施市町村数	23	27	30
実施市町村割合	65.7%	77.1%	85.7%
実施人口割合	73.4%	87.1%	96.1%

(注)各項目で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。



小型家電リサイクルについて

使用済小型電子機器等は、有用金属が多く含まれていることから、都市にある鉱山という意味で、「都市鉱山」とも言われています。この都市鉱山に埋もれた資源をリサイクルし、有効に活用するために、平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)が施行されました。この法律の対象になっているのは、携帯電話、デジタルカメラ、ヘアードライヤーやゲーム機など身近な小型電子機器の28品目です。具体的な回収方法や品目は市町村ごとに異なりますので、決められたルールに従って、貴重な資源のリサイクルに御協力をお願いします。

なお、不要になった家電製品を処分するときは、不適正な処理が行われる可能性があるため、トラックや空き地などで、無許可で不用品回収を行っている業者には渡さないでください。

(2) 家電リサイクル

家庭用として製造・販売されたテレビやエアコン等の適正処理及び資源の有効利用を目的に、平成13年4月に「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)が施行されました。

この法律では、消費者、小売業者、製造業者等に次のような役割を定めています。

- 消費者……小売業者等への引渡し
リサイクル料金の負担
- 小売業者……消費者からの引取り
製造業者等への引渡し
- 製造業者等……廃家電の引取り
リサイクルの実施

当初、リサイクルの対象品目は、エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目でしたが、平成21年4月から液晶・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機が対象品目に追加されました。

また、平成27年4月には、ブラウン管式テレビ以外の再資源化率が引き上げられ、更なるリサイクルの推進、廃棄物の減量と資源の有効利用が図られることになりました。

県内の廃家電の指定引取場所5箇所における引取台数は、表2-5-2-1のとおりで、法施行後、廃家電の収集やリサイクルは概ね順調に行われています。

廃家電を処分する場合は、購入した小売店に持ち込むなど適正に処理する必要があります。一方で、不法投棄される廃家電もあります。そのため、

県や市町村では未然防止対策として、パトロールの実施や日本郵便株式会社等との不法投棄の情報提供に関する協定の締結、広報媒体を使った適正処理の周知等の取組を行っており、不法投棄台数は減少傾向にあります。

(3) 小型家電リサイクル

使用済小型電子機器等に含まれている、有用資源のリサイクル等を目的に、平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)が施行されました。

この法律では、消費者、小売業者、自治体等に次のような役割を定めています。

- 消費者……自治体のルールに従って排出
 - 小売業者……補完的に自治体の回収に協力
 - 自治体……回収方法、対象品目を選定して
収集認定事業者への引渡し
 - 認定事業者……業務区域内で引取り、適正処理
- リサイクルの対象品目は、携帯電話、デジタルカメラ、ヘッドライヤーやゲーム機など身近な小型電子機器の28品目です。

具体的な回収方法や対象品目は市町村により異なっていますが、県内の市町村における回収実施状況は表2-5-2-2のとおりで、回収を実施している市町村、人口割合とも年々増加しています。

県では、さらにリサイクルが進むよう、広報媒体を使った周知や市町村に対する情報提供、技術的支援等を行っていきます。

表2-5-2-1 県内の指定引取場所における廃家電の品目別引取台数(単位:千台)

年度	エアコン	テレビ (ブラウン管式)	テレビ (液晶・プラズマ式)	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機	計
22	56	371	10	64	60	561
23	46	161	9	58	66	340
24	39	40	7	55	61	202
25	52	35	11	59	70	227
26	42	30	14	50	62	197
計	235	637	51	286	319	1,527

表2-5-2-2 県内市町村における小型家電回収実施状況

年度	25	26	27
実施市町村数	23	27	30
実施市町村割合	65.7%	77.1%	85.7%
実施人口割合	73.4%	87.1%	96.1%

(注)各項目で四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。



小型家電リサイクルについて

使用済小型電子機器等は、有用金属が多く含まれていることから、都市にある鉱山という意味で、「都市鉱山」とも言われています。この都市鉱山に埋もれた資源をリサイクルし、有効に活用するために、平成25年4月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)が施行されました。この法律の対象になっているのは、携帯電話、デジタルカメラ、ヘッドライヤーやゲーム機など身近な小型電子機器の28品目です。具体的な回収方法や品目は市町村ごとに異なりますので、決められたルールに従って、貴重な資源のリサイクルに御協力をお願いします。

なお、不要になった家電製品を処分するときは、不適正な処理が行われる可能性があるため、トラックや空き地などで、無許可で不用品回収を行っている業者には渡さないでください。

別表1 市町村の分別収集計画の対象品目

NO	市町村名	分別収集実施時期											実施品目数
		ガラス			PETボトル	スチール缶	7種缶	紙パック	段ボール	その他プラスチック		その他紙	
		無色	茶色	その他						うちトレイ			
1	前橋市	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	10
2	高崎市	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	10
3	桐生市	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	10
4	伊勢崎市	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	10
5	太田市	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29		9
6	沼田市	29	29	29	29	29	29	29	29	29			9
7	館林市	29	29	29	29	29	29	29	29	29		29	10
8	渋川市	29	29	29	29	29	29	29	29			29	9
9	藤岡市	29	29	29	29	29	29	29	29	29		29	10
10	富岡市	29	29	29	29	29	29	29	29	29			9
11	安中市	29	29	29	29	29	29	29	29				8
12	みどり市	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	10
13	榛東村	29	29	29	29	29	29	29	29			29	9
14	吉岡町	29	29	29	29	29	29	29	29			29	9
15	上野村	29	29	29	29	29	29	33	29	33	33	29	10
16	神流町	29	29	29	29	29	29	29	29				8
17	下仁田町	29	29	29	29	29	29	29	29				8
18	南牧村	29	29	29	29	29	29	29	29				8
19	甘楽町	29	29	29	29	29	29	29	29	29			9
20	中之条町	29	29	29	29	29	29	29	29	29		29	10
21	長野原町		29		29	29	29	29	29				6
22	嬬恋村		29		29	29	29	29	29				6
23	草津町	29	29	29	29	29	29						6
24	高山村	29	29	29	29	29	29	29	29	29		29	10
25	東吾妻町	29	29	29	29	29	29	29	29	29		29	10
26	片品村	29	29	29	29	29	29	29	29				8
27	川場村	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29		9
28	昭和村	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	10
29	みなかみ町	29	29	29	29	29	29	29	29			29	9
30	玉村町	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	10
31	板倉町	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	10
32	明和町	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	10
33	千代田町	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29		9
34	大泉町	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29		9
35	邑楽町	29	29	29	29	29	29	29	29	29			9
	平成29年度	33	35	33	35	35	35	33	34	22	12	19	平均
		94.3%	100.0%	94.3%	100.0%	100.0%	100.0%	94.3%	97.1%	62.9%	34.3%	54.3%	9.0
	平成30年度	33	35	33	35	35	35	33	34	22	12	19	
		94.3%	100.0%	94.3%	100.0%	100.0%	100.0%	94.3%	97.1%	62.9%	34.3%	54.3%	
	平成31年度	33	35	33	35	35	35	33	34	22	12	19	
		94.3%	100.0%	94.3%	100.0%	100.0%	100.0%	94.3%	97.1%	62.9%	34.3%	54.3%	
	平成32年度	33	35	33	35	35	35	33	34	22	12	19	
		94.3%	100.0%	94.3%	100.0%	100.0%	100.0%	94.3%	97.1%	62.9%	34.3%	54.3%	
	平成33年度	33	35	33	35	35	35	34	34	23	13	19	
		94.3%	100.0%	94.3%	100.0%	100.0%	100.0%	97.1%	97.1%	65.7%	37.1%	54.3%	

(注1) 表中の「29」及び「33」とは、それぞれ平成29年度から、及び平成33年度から分別収集を計画していることを示す。

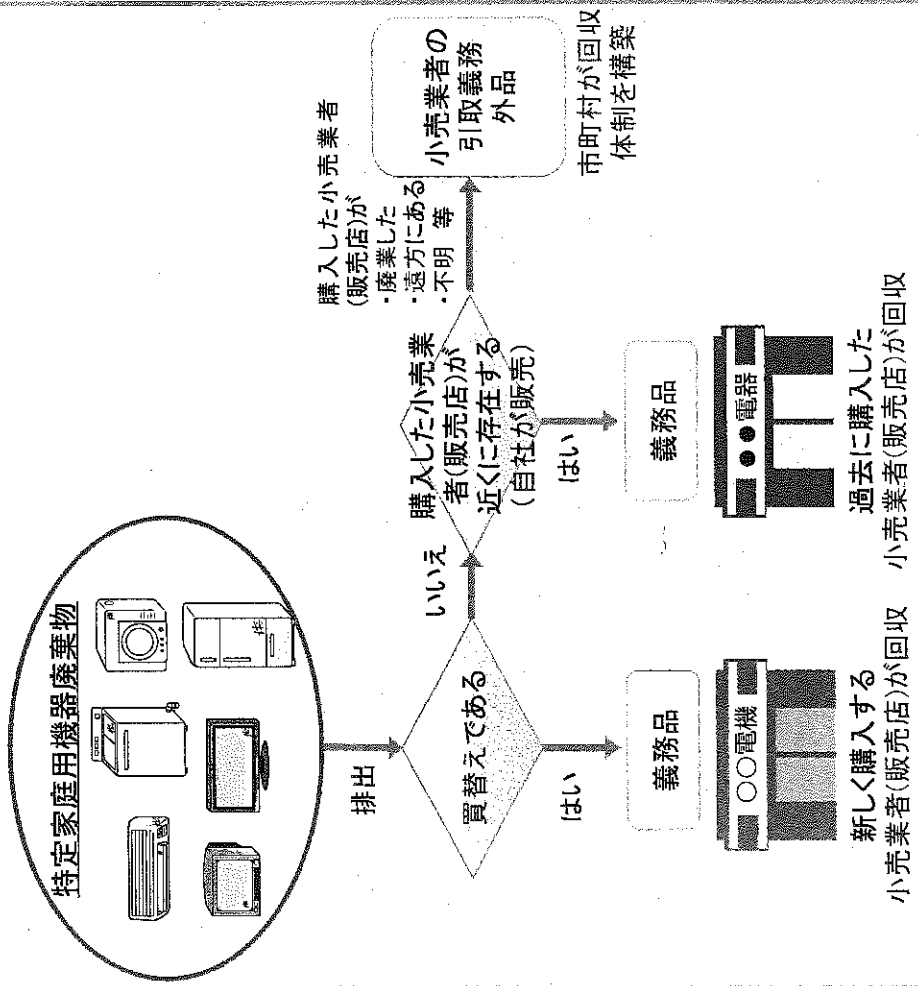
(注2) 年度、品目別集計欄の上段は市町村数、下段は全市町村に対する割合。

(注3) 市町村別の実施品目数(計画期間内に取り組む品目数)について、その他プラスチックとトレイの両方を実施する場合は、1品目としてカウントしている。

小売業者の引取義務外品についての市町村による回収体制の構築について

- 家電リサイクル法に基づき小売業者には、①買い替えに伴い廃棄されるものや②過去に自社が販売したものについて、引取義務が課されている。
- 一方、その他の廃家電(購入した販売店が廃棄した場合や遠方である場合、贈答品であり購入した販売店が不明の場合等)については、引取義務が課されている小売業者が存在しない。
そのため、不法投棄や不適正処理につながるおそれがあることから、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、早急に回収体制を構築する必要がある。(廃棄物処理法の基本計画において、平成30年度までにすべての市町村が構築することとされている。)

小売業者の引取義務外品のフローチャート



小売業者の引取義務外品についての市町村による回収体制構築方法

- ① 一般廃棄物収集運搬業者または小売業者に依頼し、内諾を得る。
- ② 市町村のウェブサイト、義務外品の運搬主体の運搬主体の連絡先を掲載する(義務外品の運搬主体が一般廃棄物収集運搬業者である場合は、住民が郵便局でリサイクル料金を納める(運搬主体が小売業者の場合は小売業者がリサイクル券を発行する)旨も合わせて掲載する)。
- ③ 義務外品の運搬主体は、住民から回収依頼があった場合は、住民から運搬費用を受け取り、住民の家からメーカーの指定した指定引取場所へ運搬する。

市町村ウェブサイトイメージ(例)

排出の場面	排出方法
買替えの場合	購入する販売店に引き取りを依頼してください。
買替えでなく、購入した販売店が近くにある場合	以前購入した販売店に引き取りを依頼してください。
その他	以下の業者に収集を依頼してください。

回収業者名	住所	電話番号
〇〇電機	〇〇市〇〇町〇-〇	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
△△清掃センター	△△市△△町△-△	△△△-△△△△-△△△△